

○厚生労働省令第四十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項及び第四十七条第一項並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第二項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第五第一号の表写真科の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング科		
ビルクリーニング一般	一五〇	一一一

別表第五第二号の表写真料の項の次に次のように加える。

	ビルクリーニング科
ビルクリーニング作業法 材料 建築物一般 電気 関係法規 安全衛生	ビルクリーニング一般 ビルクリーニング作業法 材料 建築物一般 電気
	一五〇
	一一一

関係法規

安全衛生

別表第五第三号の表ビルクリーニング科の項を削る。

別表第十一の四写真の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング

一級、二級、三級、基礎一級及び基礎二級

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を

次のように改正する。

第二十五条第二号中「職種」の下に「(等級の区分が一級のものに限る。)」を加える。

(職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚

生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

表知的財産管理の項中「一般社団法人知的財産教育協会」を「一般財団法人知的財産研究教育財団」に

「一級

イ 実技試験

ロ 学科試験

二 二級

イ 実技試験

ロ 学科試験

三 三級

イ 実技試験

ロ 学科試験

四 基礎一級

イ 実技試験

ロ 学科試験

五 基礎二級

改め、同表ビルクリーニングの項中

「一 実技試験

二 学科試験」

を

に改める。

イ 実技試験

ロ 学科試験

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(訓練基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にビルクリーニング科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対する短期課程の普通職業訓練に関する基準については、なお従前の例によることができる。

(技能検定に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者が受けることのできる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合

合格した者は、第一条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）の適用については、新規則別表第十一の四の検定職種のカ欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者は、第二条の規定による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の適用については、新規則別表第十一の四の検定職種のカ欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。